

**民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績
(平成26年2月～27年3月実績)**

(単位:件)

	平成26年2月～9月		平成26年10月～27年3月		平成26年2月～27年3月 累積件数
		1ヶ月当たり 平均		1ヶ月当たり 平均	
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	72,666	9,083	65,469	10,912	138,135
経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	196	25	178	30	374
保証契約を解除した件数 ^(※3)	13,280	1,660	10,095	1,683	23,375
合 計	86,142	10,768	75,742	12,624	161,884

(単位:件)

	平成26年2月～9月		平成26年10月～27年3月		平成26年2月～27年3月 累積件数
		1ヶ月当たり 平均		1ヶ月当たり 平均	
保証金額を減額した件数	8,572	1,072	6,576	1,096	15,148

(単位:件)

	平成26年2月～9月		平成26年10月～27年3月		平成26年2月～27年3月 累積件数
		1ヶ月当たり 平均		1ヶ月当たり 平均	
メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	23	3	37	6	60

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行106行、信用金庫267金庫、信用組合154組合の合計560機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。